

9月議会に提出された請願と委員会での採択の結果

乳幼児医療費の無料制度「来年度当初予算も含め検討」と答弁

請願第 349 号 「乳幼児医療費の無料制度の拡充に関する請願」

請願者 奥村陽子 ほか1名
付託委員会 厚生労働常任委員会
請願項目 京都府における乳幼児医療費助成制度を拡充すること
委員会での採択の結果 不採択（賛成 日本共産党）
審議の様子

日本共産党委員による、乳幼児医療費の無料制度実施に関する府の検討状況についての問いに、理事者は「来年度当初予算も含めて検討する」旨答弁をしました。

請願第 350 号 「森林・林業施策の推進に関する請願」

請願者 京都府森林組合連合会 代表理事会長 奥田幹生
付託委員会 農林商工常任委員会
請願項目

京都議定書遵守に向けた地球温暖化防止のため森林整備の推進と必要な財源の確保
国産材の需要拡大と間伐の促進
WTO交渉での森林・林業の持続的発展を妨げない貿易ルールの確立と違法伐採問題等国际的取り組みの推進
山村振興に資する施策の充実
林業金融及び林業税制の改善対策

委員会での採択の結果 採択（賛成 全会派）

1729号に誤植がありましたので、訂正しおわびいたします

20ページ 下から2行目

誤 正
請 願 → 制 限

● 9月議会で他会派の行った代表・一般質問と答弁の概要をご紹介します

代表質問

小巻實司（自民党、下京区）2002年10月2日

1 京都市との二重行政問題について

①府・市双方で施設や窓口を設置していることが、直ちに「悪い」、「非効率」だということになるのではなく、住民の利便性を尺度に評価すべきであること、②様々な府民向けの情報発信や各種制度の運用の一元化等、府・市双方が良い意味でお互いに競い合い、知恵比べをしながらも、協調すべきところは従来にも増して協調していくことの2点が二重行政問題の議論を行う上で大切であると考えますが、こうした点も踏まえ、二重行政といわれる部分の改善に向け、今後、どのように取り組んでいくのか。

【知事】府はこれまでから、住民サービスの向上を目的として、京都市地域でもさまざまな施策を講じている。これらの施策は府民のニーズや施設の規模、意思等を検討し、実施してきたものだが、社会情勢の変化や現実に運用していくなかで府民と市民にとって利用しづらいとか非効率というような事例については、府・市強調でより適切な相乗的な効果を発揮できる形に改めていくべきと考える。そのため9月20日に府と市の協調による効率的な行政をすすめるための研究会を設置し、実務者レベルによる協議・調整を始めたところで、今後、研究会で府・市の類似施策について法令上の位置づけや府・市民の利用状況、運営上の課題等を点検し、府市連携でさらに機能を高めることができないか、共同実施や統合をめざす等総合的に具体的に検討していくことにしている。

もっとも大切なことは、指摘のように短絡的な議論は避けるべきで、府民・市民の立場に立ってより利用しやすく、わかりやすい施策を、単に譲り合うのでなく、競い合いと協調のなかで実施することだ。市民の目でみて、これが府の施設、これが市の施設であるということは意味がない。しかし、府の施設は府民全体のためという対象、意味合いが違うことも事実。府の施設の代替ということは市の施設が府民全体のために効果的か検討のなかで言わなければならないが、こういう観点も踏まえ、できる限り効率的で簡素な組織をつくり、効果的な行政をすすめたい。

2 府税収入について

府税収入は、本府財政を支える「屋台骨」であるが、長引く景気低迷の影響により、近年、その規模が目減りしており、今年度の当初予算では、前年度決算額を約470億円も下回る額となっている。加えて、今回の補正予算では、昨年度後半からのI T不況等による企業の業績悪化に伴う府税の還付金が30億円計上されており、まさに「泣きっ面にハチ」の状態であるが、今後の府税収入の見通しについて、所見を伺いたい。

【知事】府内経済が厳しさを増すのなか、本年度の府税予算は前年度決算比83.8%、2450億円を計上しているが、これは15年前の昭和62年度決算とほぼ同額、きわめて低い水準。実際の収入状況は8月末の収入実績が前年同期の76.6%に落ち込んでおり、このまま推移すれば、そもそも厳しい水準にある当初予算計上額も下回る恐れもある厳しい状況にある。特に今定例会に追加予算で提案しているとおり、法人2税に係る多額の還付金が発生したため、実質的な税収はさらに悪化し、泣きっ面に蜂である。

9月の政府の月例経済報告では、景気の先行きに対して警戒を強める内容の判断が示されて

おり、今後の府税収入の動向はさらに厳しい状況がつづくと考えている。貴重な自主財源である府税収入を安定的に確保していくためには、長期的展望に立った税源の涵養と当面の税収確保対策の強化の両面をすすめていくことが重要で、企業立地や新産業の育成など京都経済の活性化につながる施策を積極的に推進するとともに、当面の税収確保対策として、重点税目の設定や早期徴収の取組み強化などに取り組んでいる。

今後とも、あらゆる手だてを講じて、府税収入の確保に努めるとともに、内部改革や既存施策の見直しといった「財政健全化指針」に基づく行財政改革の推進に全力をあげたい。

3 鴨川の治水対策等について

今夏のヨーロッパや韓国・中国、一昨年の中東豪雨等、異常降雨による大きな洪水被害の事例を見ると、堤防整備や河川改修等の治水事業のみで対応することに限界もあるのではないかと感じる。本府では、昭和10年の鴨川の大洪水以降、大きな被害は受けておらず、その後、鴨川の河川改修も着実に進められているが、昨今の集中豪雨の状況を見ると、決して万全と言い切れる状況ではないと考える。

鴨川の治水対策等について、(1)府民の安心・安全を守るという視点から、京都を代表する河川である鴨川の治水対策の重要性は極めて大きいですが、最近の異常降雨等の状況も踏まえた鴨川の治水対策について、基本的な考え方はどうか。(2)今回の補正では、鴨川の浸水想定区域図の作成に関する予算案が上程され、大変時宜にかなった取組みと高く評価するが、作成についての基本的な考え方及び今後の作成見通しはどうか。

【知事】京都市内に大きな被害をもたらした昭和10年の洪水を契機に、全線にわたり河川改修をおこなった。その後も段階的に治水安全度を高めるため、三条大橋から七条大橋間の「花の回廊」整備や陶化橋付近の改修など、通水能力の向上を計画的にすすめてきている。これらの効果もあって昭和10年以降70年近く鴨川による洪水被害は起きていない。しかし一昨年の東海豪雨では総雨量が昭和10年の洪水の倍にも及ぶ異常な事態。このような異常な降雨は、いままでの河川改修上予想していたものを大きく上回るものである。また今年も国内外で想定を超える異常な降雨が頻発しており、先日の伊根町の豪雨など異常が異常でなくなる事態に戦慄を覚える。

しかし従来型の河川改修の施設整備による治水対策は、いまでも費用の面からかなり厳しい状況であることを考えれば、一定規模の降雨を対象とせざるを得ない現実がある。このため国においても、水防法を改正して洪水予報などソフト面の対策に重点を置きはじめたところである。

府としても治水対策のあり方を見直すことも必要だが、このような事態を踏まえた府民の皆様への被害を最小限に抑えるために全力を尽くすべきと考え、鴨川氾濫という最悪の場合を想定し、その場合の浸水状況を公表して、それを基に京都市とも連携し防災対策を講じる必要があるとの思いから、防災上重要な施設や歴史遺産等の状況把握等の基礎的な調査をすすめ、来年の出水期前には、浸水想定区域図を策定、公表するとともに、今後、地域防災を担う京都市との連携強化、防災知識等に関する広報啓発、迅速で的確な洪水に関する情報伝達、円滑な非難の確保など、鴨川の防災対策に多方面から取り組みたいと考えている。

4 緑の公共事業について

森林は、CO2の吸収だけではなく、水質浄化、洪水防止、心のいやしなど多面的な機能を有しており、木材価格の低迷等による森林の荒廃が懸念される中、新たな視点からの森林整備を積極

的に進める必要がある。6月補正予算で取り組まれた緊急的な取組みだけではなく、長期的な展望に立った緑の公共事業を展開する必要があり、知事は府政の重要課題と位置付け、アクションプランの策定にも着手されたと聞くが、今後の緑の公共事業の推進に当たっての理念及び施策の展開方向について伺いたい。

【知事】 森林をはじめとする緑は、生命を育み、地球温暖化の防止など地球環境保全に貢献する人類の貴重な財産であるが、とりわけ府域の75%を占める府においては、豊かな水やきれいな空気を供給し、美しい景観を提供する森林は、子どもたちの未来を育むうえで欠かすことのできない宝と考えている。

したがって、新京都府総合計画で掲げた「人と自然が共生する循環型社会」「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会」を実現するための不可欠な社会基盤として、森林などさまざまな自然環境を保全整備することは、まさに公共事業の名にふさわしいものと考えている。こうした考え方に立って現在、「緑の公共事業」のアクションプランで、手入れのゆきとどかない人工林を、針葉樹と広葉樹が適度に混在した多様な森林への計画的な転換、美しい景観を形成する森づくり、文化財、京町家等の修復用の木材を供給する京都らしい森づくり、二酸化炭素の固定化などを目的とした木材資源の利用など木代需要の拡大策、林業従事者の確保、森林ボランティアの育成など森林を守る人々を育てることなどについて、検討をすすめている。

今後、このアクションプランについて、議員の皆様にもご論議いただき、また、パブリックコメントを通じ府民の皆様からの意見も踏まえ、魅力ある京都府づくりにつながる施策にしていきたい。

5 青少年を取り巻く社会環境の浄化について

近年、青少年による凶悪・粗暴な犯罪が増大し、青少年の問題行動は極めて憂慮すべき状況にあることから、家庭、学校、職場、地域社会を通じ、様々な青少年の健全育成に関する取組みが進められている。しかし、一方で、有害雑誌やビデオの販売等、青少年を取り巻く有害な社会環境が、青少年を非行等に走らせるケースも後を絶たないと言われており、こうした青少年を取り巻く社会環境の浄化の取組みに関し、(1)本府では、青少年の健全な育成に関する条例を制定し、青少年を取り巻く社会環境の整備を図られてきたと考えるが、これまでの本府の取組みの成果をと のように考えているのか。(2)今の社会環境に鑑みると、更に社会環境浄化に関する取組みを強化すべきと考えるかどうか。また、今後の取組みの方向性はどうか。

【知事】 近年、青少年をとりまく環境は、出会い系サイトやインターネット上の有害情報の氾濫など、新たに対応を求められている事態も生じており、青少年の凶悪犯罪の増加も含め、きわめて憂慮すべき状況にある。府でもこれまでから、青少年の健全な育成に関する条例に基づき、有害図書等の指定などよりよい青少年の環境の創造に努めるとともに、社会環境浄化推進員や青少年健全育成巡視員による非行防止に向けた巡視や取りたてを実施し、深夜営業店舗での入場制限や年齢確認など、一定の成果をあげることができたのではないかと考えているが、改善しなければいけない点もあり、先の6月補正予算においても、生活安全支援活動員の設置、児童や生徒に対する安全指導や身近な犯罪防止にも努めるなど社会環境浄化に全力をあげて取り組んでいる。

しかし青少年の健全育成のためには、こうした取組みとともに、社会全体で、地域ぐるみで青少年を指導し、見守る環境づくりをすすめていくことが何よりも重要であると考えている。そのためには、家庭や学校、地域の人々の連携を高めることが重要で、また、青少年のスポー

ツ振興、文化活動の振興など、地域における青少年を育むさまざまな取組みを積極的にすすめ、青少年が心身ともに豊かに育つようにすることが大切である。

6 暴走族対策について

町の平穏を侵害し、府民に不安や不快感を与えている暴走族のほとんどは少年であり、暴力団の予備軍的な存在でもある等、将来を考えると大きな問題である。広島県では平成11年に暴走族追放条例が可決され、大きな成果を上げていると聞く中、京都府警では総合対策本部を設置し、取締りの強化に努力されているものの、根本的な解決には府、警察、学校、住民等が一体となった取組みが必要と考えるが、暴走族対策に関し、(1)最近の暴走族の現状、特徴及び検挙状況はどうか。また、今後の暴走族対策の方針はどうか。(2)安心・安全なまちづくりのためには、府民総ぐるみとなった暴走族対策を行うことが重要であり、そのために他県で成果の見られるような条例の制定について、今後検討されるよう要望する。

【警察本部長】現状は、8月末現在で、暴走族27グループ、構成員約470人を把握しており、約90%が少年。最近の特徴は、例えばグループが小規模化してグループ数が増加傾向にあること、一見して暴走族とはわからないような通常の服装で、ナンバープレートをはずすなどの秘匿的な形態の暴走行為が多いこと、特に週末、祝祭日の前日の深夜から早朝にかけての爆音暴走が多いこと、祇園祭等の祭礼時には特攻服を着用して、多数が集団化して、騒動を起こしていること、また、暴走行為のみならず、ひったくり等の街頭犯罪を敢行し、犯罪集団化していること、また、一部には暴力団とのつながりも見られることなどの傾向が見られる。

対策は、警察ではまず週末等を中心に、積極的な取り締まり・検挙対策を講じており、本年は8月末現在、集団暴走行為で96名を検挙、昨年比55人の増加だ。このほか道路交通法違反で約1000件、刑法犯で約270人を検挙している。また、祭礼の際には多数の警察官部隊を動員して違法行為の抑止・抑圧をはかっているほか、暴走族少年と個別に面談をして継続的に補導をおこなうという対策も講じている。

このほか知事が会長である京都府交通対策協議会に、暴走族対策部会が設けられており、また、警察署ごとに関係機関・団体等によって「暴走族を許さない社会環境作りの会」が設置されており、こういう会を通じて関係機関・団体が連携して暴走族追放の機運の盛り上げをはかっている。その結果、爆音暴走に係る110番による苦情は平成11年がピークで、年間9000件余りだったが、去年は5600件余りまで減少しており、本年のほぼ前年並みで推移しているが、依然府民の安心と安全に対する脅威であることに変わりはないと認識している。

警察としては今後とも、爆音暴走行為の取り締まり等最大限努力していくことにしているが、この問題の根源的解決をはかるためには、ひとり警察だけの努力では不十分で、社会全体が暴走族を許さない環境づくりに努めていくことがきわめて重要である。他府県では、暴走族追放のため県民一丸となった対策を講じるために、すでに10県で暴走族追放のための条例が制定されており、さらに6県で制定準備中と承知している。制定された県では相当の効果があがっていると聞いているので、本府でも今後、知事部局等関係の機関・団体と連携しながら、制定に向けて積極的に検討していきたい。

7 運転免許試験場のサブセンターの設置について

京都市における京都駅東部地域の都市計画づくりに関連して、崇仁地区においては、住民の手で、まちづくり計画構想」が策定され、この計画の中に「公的導入施設ゾーン」が組み込まれている。自動車運転免許試験場への交通の便が悪い中、利便性に富んだこの地域に、是非自動車運

転免許試験場のサブセンターを設置されたく、府市連携の下、具体的な検討を進めてほしいと願うが、知事並びに警察本部長の所見を伺いたい。

【知事】現在の運転免許試験場は確かにあまり交通のよいところにはない。ゴールドカードの免許の方などから「もう少し便利にならないか」という声があることは承知している。したがって更新窓口の拡充についていかなる方法が府民に便利か、効率的かという観点から、まず警察本部の考えを十分に聞くことが一番ではないかと考えている。今後それを踏まえながら対応したい。

【警察本部長】まず現状は、運転免許証更新の窓口は、現在、京都市伏見区羽東師の運転免許試験場と亀岡以北等の一部の警察署で開設している。運転免許試験場は府内の免許更新者の約80%の人が利用しており、ここでは免許証の即日交付を実施している。残りの約20%の方々は、警察署の窓口で更新をしてもらっているが、機器や施設が不十分なため、免許証の即日交付はおこなわれていない。

問題点は、一つには運転免許試験場においてはマイカー、公共交通機関ともに交通アクセスが悪いために、試験場への行き来に相当な時間を要し、利用者みなさんにご迷惑をかけている。二つ目は運転免許試験場を利用できずに警察署で更新をしている方々には申請時と交付時の2回警察署に出向いていただいている。

府警としては、これらの府民の負担、不便を解消することの必要性は十分認識しており、京都市の交通至便の場所や、また、京都市内の施設を利用しづらい遠方の地域に、例えばサブセンターを設置したり、警察署に即日更新窓口を開設する等の対策について、今後さまざまな角度から検討していきたい。

8 「京都民医連中央病院」による虚偽報告について

「京都民医連中央病院」において、検査を行うことなしに、虚偽の細菌検査の判定結果を出し、診療報酬を不正に請求していたとの報道があったが、500人近くに上る該当患者のうち90人が死亡しており、虚偽判定との因果関係は不明であるものの、その後の治療方法に違いが出た可能性を指摘する専門家もいる。検査結果は、医師の診断方針を左右し、結果的に患者の生命等に大きな影響を及ぼすことは明白であるため、本府として、是非、早急に立ち入り調査等を実施され、すべての症例を徹底的に検証し、責任を明らかにするとともに、全貌の解明と毅然とした措置をとられるべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。

【知事】京都民医連中央病院の細菌検査室において、同病院や関係医療機関からの検査依頼のうち一部について、数年前から必要な培養検査を実施せず、しかも「菌検出せず」として虚偽の検査結果を報告し、診療報酬の請求がおこなわれていたもので、医療に対する府民の信頼を補損なう重大な事態と受け止めている。

私はまず、何よりも優先させなければならないのは、患者の健康不安の払拭であると考え、病院に対し、患者さんや家族の方々に対する相談窓口の設置や、希望する方に対する検査実施などを設定するよう指導したところ。あわせて真相の究明が重要であることから、病院長から事情聴取をおこない、実態の把握と原因究明、責任の所在の明確化等について指示をした。

今後、医療に関する指導権限を有する京都市と京都府が密接な連携をはかりながら、立ち入り検査の実施等により、実態の把握につとめ、厳正な措置を講じていきたい。